

寄せられた意見と意見への対応について

No.	意見の区分	意見	意見への対応
1	第4条 監督者の責務について	抽象的な「合理的配慮の提供」、「指導」、「対処」では誰も動かないため、報告書の作成・押印・保存など具体的な措置を記載してはどうか。	<p>いただいたご意見を参考に、監督者の責務に以下を追記いたしました。</p> <p>「3 機構は、前項の(障害を理由とする差別に関する問題が生じた)場合において必要があると認めるときは、当該監督者に対して事後措置を求めるものとする。」</p> <p>また、監督者が行う指導や対処等がより適切なものとなるよう、第8条により実施する研修・啓発の内容を充実化させ、今後に活かしてまいります。</p>
2	対応要領 別紙「留意事項」の具体例について	別紙に具体例の記載があるが、具体性に欠いている。実際の例などから充実化を図ってほしい。	<p>いただいたご意見を参考に、別紙の留意事項へ、下記を追記いたしました。</p> <p>※基本方針に追加された「<u>障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する。</u>」は国又は地方公共団体に関する基本方針ですが、機構においても重要と判断し、合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例に追記いたしました。</p> <p>(正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行う。</li> <li>○ 障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に接遇の質を下げる。</li> </ul> <p>(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害のある者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。</li> <li>○ イベント会場において障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取った上で、落ち着かない様子のおときは個室等に誘導する。</li> <li>○ 視覚障害のある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内する。その際、同性の職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内する。</li> </ul>
3		<p>・第6条1に女性、性的マイノリティへの留意の文章を加えていただいたこと感謝します。</p> <p>基本方針には加えて「障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する。」とあり、この一文は子供を対象とした一般公開等のイベントにおいて異なる配慮の必要性を役職員に知ってもらえるものかと思うので、適切な箇所に具体例の追加を検討してほしい。</p>	<p>(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会議等の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなど、委員の障害の特性に合ったサポート等、可能な範囲での配慮を行う。</li> </ul>